

スタートしました!

住宅改修資金補助制度

町では、地域経済の活性化を図るため、4月1日から「寄居町住宅改修資金補助金交付要綱」を施行し、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助する制度をスタートしました。補助制度の概要については、次のとおりです。

- 対象者／次の①から④の要件をすべて満たしている方
- ①町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方。または外国人登録記録原票に登録されている方。
 - ②対象となる住宅を所有し、かつ居住されている方。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該住宅に居住する者に代えることができる。
 - ③町税、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料について未納がない方。
 - ④対象となる改修工事について、町等で実施している類似の補助制度と重複する申請をしていない方。

- 対象住宅／次のいずれかの建築物です。
- ①個人住宅（自己の居住用の建築物）
 - ②併用住宅（個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ）
 - ③集合住宅（アパート等の所有者の自己居住部分のみ）

- 対象工事／町内に事業所がある施工業者が行う工事が20万円以上（消費税および地方消費税を除く）で毎年2月末日までに完了する住宅改修工事です。
- 主な改修工事例**
- ・屋根や外壁の改修や塗装
 - ・床、内壁、壁紙、天井等の改修
 - ・部屋の防音や断熱工事
 - ・手すり設置や段差解消工事
 - ・間取りの変更工事
 - ・浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事

- 対象外の工事
- 補助対象工事は部分的な改修工事を伴うものとし、住宅の新築や建て替え工事、カーテン・畳・じゅうたん、襖・障子・サッシ・建具、給湯器等の単体製品

の交換、家具や電気製品の購入費用、公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事、門や塀などの構築物や車庫・物置等の改修は対象外です。

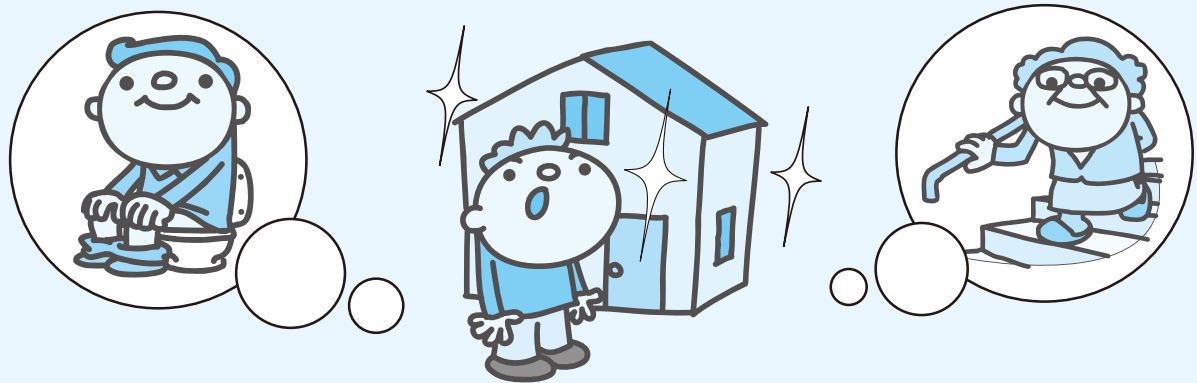
なお、対象工事であっても、本要綱に基づく交付決定前に着手した工事は、補助対象外となりますので、工期には十分注意してください。

- 補助金額／改修工事に要した費用のうち、10%に相当する金額（千円未満は切り捨て）とし、20万円を上限とします。

- 補助の実施期間
- この補助制度は、地域経済の活性化を促進させることを目的とし、平成23年度から平成25年までの3年間実施します。なお、改修工事は、各年度の2月末日までに完了することとなっていますので、ご注意ください。

- 類似の住宅改修補助制度とは、次の①から④の制度です。
- ①寄居町重度障害者居宅改善整備費補助金交付要綱
 - ②寄居町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
 - ③寄居町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
 - ④『介護保険法』に基づく居宅介護または介護予防の住宅改修制度

- ◎その他
- 国が行っている住宅エコポイント制度については、この補助金制度とは別に運用されますので、エコポイント対象基準の製品を使用する場合には、別途所定の手続きをとる必要があります。
- 問い合わせ／商業観光振興課(☎581・2121内線404)へ。



「子ども医療費の通院の支給対象を」

「中学3年生まで」に拡大しました!!

町では、子育て家庭の経済的負担の軽減と児童福祉の増進を図るため、平成23年4月診療分から、通院にかかる医療費の支給対象を「小学6年生まで」から「中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に拡大しました。

受給資格証

受給資格証が、新しくなりました。受給資格証の用紙の色は、クリーム色です。新たに支給対象となる中学生のご家庭には、3月末に新しい受給資格証を送付しました。お持ちの古い受給資格証は破棄してください。

なお、小学6年生までの児童のご家庭には、新しい受給資格証が送付されるまでの間は、お持ちの受給資格証（緑色）を使用してください。

※まだ登録をしていない方、健康保険証や振込先等に変更のある方は、子育て支援課で手続きをお願いします。

支給方法

- ①町内の協定医療機関で受診した場合
窓口での支払いはありません（保険外診療・自費分は除く）。
- ※1 保険証と受給資格証を必ず提示してください。提示できない場合は②と同様になります。
- ※2 ひとつの医療機関で保険給付の一部負担金が月額21,000円以上あった場合は②と同様になります。
- ②町内の協定医療機関以外または町外の医療機関で受診した場合

支給対象者の範囲

	区分	平成23年3月31日まで	平成23年4月1日(4月診療分)から
支給対象者	通院	0歳から小学6年生まで ※出生した日から12歳に達する日以後最初の3月31日まで	0歳から中学3年生まで ※出生した日から15歳に達する日以後最初の3月31日まで
	入院	0歳から中学3年生まで ※出生した日から15歳に達する日以後最初の3月31日まで	

領収書を添付した申請書を子育て支援課に提出してください。

問い合わせ／子育て支援課 ☎581・2121 内線252 へ。

窓口払い廃止の範囲

寄居町内	協定医療機関	医科	窓口払いなし
		歯科	
寄居町外		保険調剤薬局	窓口払いあり
		整骨・接骨・鍼灸等	
		医科	
		歯科	
寄居町外		保険調剤薬局	窓口払いあり
		整骨・接骨・鍼灸等	
		医科	
		歯科	



窓口払い廃止の協定医療機関

子ども医療費窓口払い廃止の協定医療機関		
(市街地) 市川医院 佐伯医院 清水眼科医院 清水クリニック 高間クリニック 藤野クリニック 松本医院 山田医院 寄居本町クリニック 岩田歯科医院 大島歯科医院 柏原歯科医院 小西歯科医院 清水歯科クリニック リーフ歯科クリニック さとみ薬局 タカハシ薬局 新島薬局 升屋栄貫堂 松本薬局 みき薬局寄居店 みなみ薬局寄居店 薬局あじさい寄居店	(西部) 埼玉療育園 吉田歯科医院 (桜沢) 五十嵐整形外科医院 山田整形外科内科医院 おおさわ歯科クリニック 志村歯科 鳥塚歯科医院 あおば調剤薬局 桜沢薬局 (折原) 大野歯科医院 (鉢形) はらしま医院 のぞみ鉢形薬局	(男衾) おぶすま診療所 おぶすま第2診療所 田中医院 おきつ歯科医院 こすげ歯科医院 スター薬局寄居店 ドラッグイチワタおぶすま薬局 薬局あかはま (用土) 小久保医院 埼玉よりい病院 林りくろう診療所 用土医院 井口歯科医院 ファミリー デンタルクリニック にこにこ薬局 寄居薬剤師会薬局